

別 紙

第61回 静岡県公衆衛生研究会 優秀演題ホームページ掲載要旨

分 科 会 名	第 4 分科会	演題番号	408
題 名	管内の不法投棄事案の状況について		
所 属	東部健康福祉センター		
氏 名	○田上理子、太田和秀、金子智英、岡大真、小池智之、山本祥充、勝又健次		
要 旨 (簡 潔 に)	<p>県は不法投棄撲滅対策として、パトロール強化や通報制度など、早期発見・拡大防止を図っている。不法投棄の発見件数は減少傾向にあるものの、東部健康福祉センター管内には、富士山麓地域をはじめ、人目につきにくい山林や原野が広がっており、不法投棄が後を絶たず、毎年、悪質な事案が発覚している。</p> <p>投棄された廃棄物は原因者が原状回復することが大原則であり、当センターにおいても、指導等により、投棄物の撤去に至った事案があるが、一方で、撤去されずに残存している不法投棄事案を抱えている。</p> <p>生活環境保全上の支障のおそれがある事案については、早期に原因者等に必要な措置を講じるように求め、行政が代執行することもあるが、支障のおそれがない場合、原因者に撤去を求めることとなる。原因者が不明、または判明していたとしても死亡・倒産等により原状回復能力がなく、撤去を行わせることが困難なケースが往々にしてある。</p> <p>今回、不法投棄事案に係る指導の課題を明らかにすることを目的として、当センター管内の事案を状況別に整理し、評価、分析した。</p> <p>結果から、不法投棄に関与しない土地所有者・管理者は、土地の資産価値が下がることに加えて、撤去費用の負担を被っている現状が明確になった。</p> <p>原因者に撤去指導することが第一であることに変わりはない。しかし、原因者の撤去が見込めない事案の早期の解決には、早期に撤去に向けた現実的な方策を検討する必要がある。</p> <p>また、地主に対して、自身の土地を適正に管理し、守るため、柵やロープで簡単に侵入させないこと等の基本的な防止策を講じることの重要性を周知することも課題であると考えられた。</p>		